

提案する諸条例等の制定要旨

議案第35号 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和3年8月10日付け人事院からの意見の申出を受け、国家公務員に係る非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等が措置されることに準じ、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

議案第36号 南あわじ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、常勤特別職の期末手当の支給割合について、令和3年人事院勧告の内容を給与制度に反映させる一般職の改正内容と同様の改定を行うため、期末手当の支給割合を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第37号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和3年人事院勧告に準拠し、一般職の職員の令和4年6月及び12月期の期末手当の支給割合を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第38号 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和3年人事院勧告に準拠し、任期付職員の令和4年6月及び12月期の期末手当の支給割合を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第39号 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和3年人事院勧告に準拠した一般職員等とは区分し、会計年度任用職員の令和4年6月及び12月期の期末手当の支給割合を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。